

消費者庁 同時発表

平成 26 年 4 月 16 日

パナソニック株式会社が製造した電気カーペットのリコールが行われます (部品交換)

パナソニック株式会社が製造した電気カーペットについて、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、平成 25 年 12 月 13 日に製品起因が疑われる事故として公表しています。

パナソニック株式会社では、事故の再発防止のため、本日、同社ホームページにおいて、当該製品を含む対象製品について、無償で部品交換を行うことを公表しました。

経済産業省では、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、製造事業者の行う部品交換を受けるよう注意喚起を行ってまいります。

1. 事故事象及び再発防止策について

(1) 事故事象について

パナソニック株式会社(旧 松下電器産業株式会社)が製造した電気カーペットについて、当該製品を焼損し、周辺を汚損する重大製品事故が発生しました。重大製品事故が発生し、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は 5 件です。(管理番号:A201300611, A201300551, A201300536, A201300526, A201200612)

当該事故の原因は、現在調査中ですが、当該製品のコントローラーに内蔵されているリレー基板とコントローラーケースとの間のスペースに余裕が少ないため、コントローラーケースの上を踏まれるなど、上面からの局所的な繰り返しの外力が加えられることにより、リレー端子部に応力が加わり、リレー端子のはんだ接続部に接触不良が発生し、異常過熱したものと考えられます。

また、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に該当しない製品事故として、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に報告された事故は 2 件です。

このうち、平成 24 年 11 月 6 日に発生した重大製品事故(管理番号 A201200612)については、事故原因の特定に至りませんでした。リレー端子のはんだ接続部からの出火と考えられるものとして調査を終了し、その結果を公表済みです。

なお、これら 7 件の事故は、いずれも人的被害には至っておりません。

(2) 再発防止策について

パナソニック株式会社は、事故の再発防止を図るため、本日、同社ホームページで公表を行うとともに、明日、新聞社告を行い、当該製品を含む対象製品(注)について無償で部品交換を行います。

(注)当該機種と同じ構造を有する別の機種においても当該事故と同様の事象が生ずる可能性があることから、部品交換の対象に含まれています。

2. 対象製品:製品概要、対象製品の確認方法等

(1)商品名:フローリング調 電気カーペット「かんたん床暖」

(2)対象機種と確認方法等

対象機種:10 機種 対象台数: 181, 585 台

① ナショナル フローリング調電気カーペット「かんたん床暖」など(8 機種)

品 番	製造期間
DC-25B8	平成 14 年 7 月～平成 17 年 10 月
DC-3B8	平成 14 年 7 月～平成 17 年 5 月
DC-2D1	平成 16 年 8 月～平成 16 年 10 月
DC-3D1	平成 16 年 8 月～平成 17 年 5 月
DC-25G1	平成 18 年 5 月～平成 18 年 12 月
DC-3G1	平成 18 年 5 月～平成 18 年 12 月
DC-25G2	平成 19 年 7 月～平成 19 年 12 月
DC-3G2	平成 19 年 7 月～平成 19 年 12 月

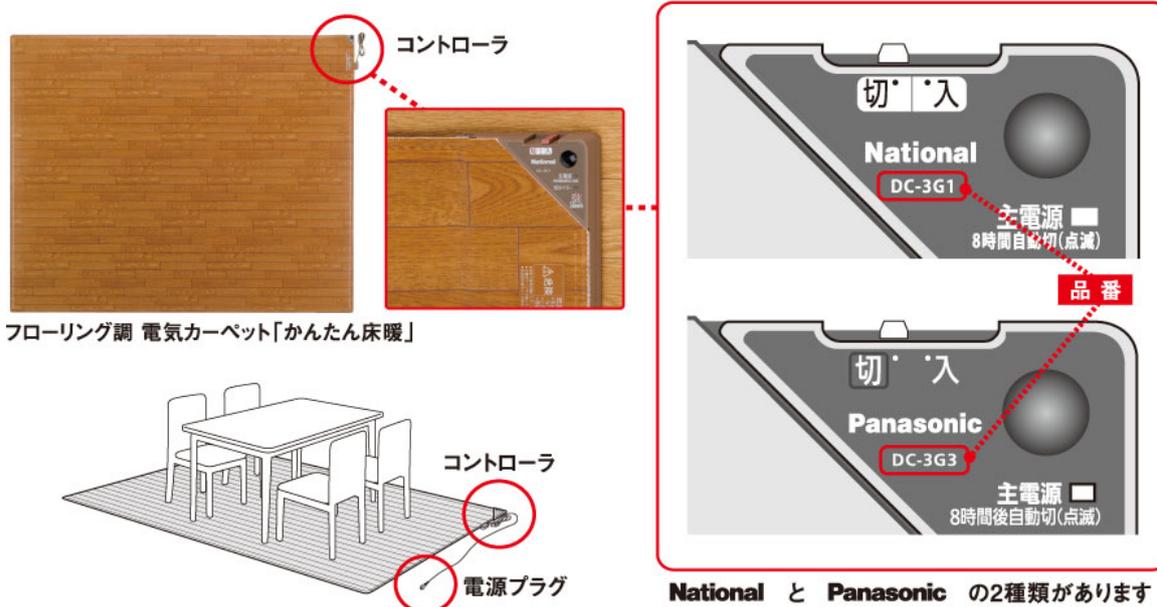
※DC-2D1、DC-3D1 は「タフペット」の名称で販売

② パナソニック フローリング調電気カーペット「かんたん床暖」(2 機種)

品 番	製造期間
DC-25G3	平成 20 年 7 月～平成 20 年 12 月
DC-3G3	平成 20 年 7 月～平成 20 年 12 月

※DC-25G3、DC-3G3 については、平成 22 年 1 月 25 日にリコールを行った「松下電工製 電気カーペット」の代替品として一部使用

品番表示箇所(コントローラ表側の品番をご確認ください)



3. 事業者の対応

無償で部品交換を実施します。

4. 事業者の告知

ホームページへの掲載 平成 26 年 4 月 16 日(水)
販売店等への協力要請 平成 26 年 4 月 16 日(水)以降順次
新聞社告 平成 26 年 4 月 17 日(木)

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、下記問い合わせ先に速やかにご連絡ください。
(平成 26 年 4 月 16 日から受付を開始)

6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

<連絡先>

パナソニック株式会社 かんたん床暖市場対策室
フリーダイヤル(無料):0120-873-329

<受付時間>

平成 26 年 5 月 15 日まで 9:00~21:00(毎日)
平成 26 年 5 月 16 日以降 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

なお、以下のホームページからインターネットによる申し込みも可能です。

<http://panasonic.co.jp/ap/s/carpet/>

(本発表資料のお問い合わせ先) 商務流通保安グループ製品安全課 製品事故対策室長 阿由葉 担当:水野、岸田 電話:03-3501-1511(内線 4311) 03-3501-1707(直通)
--

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200612	2012年11月6日	2012年11月16日	電気カーペット	DC-3G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品は、コントローラー基板上的のリレー端子部で接触不良による異常発熱が生じ、周辺の樹脂等が焼損したものと推定されるが、接触不良が生じた原因の特定には至らなかった。	和歌山県	平成24年11月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300526	2013年10月26日	2013年11月7日	電気カーペット	DC-3G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	平成25年11月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300536	2013年10月30日	2013年11月12日	電気カーペット	DC-25G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	平成25年11月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300551	2013年10月29日	2013年11月19日	電気カーペット	DC-3G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成25年11月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施
A201300611	2013年11月20日	2013年12月9日	電気カーペット	DC-25G2	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	平成25年12月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの平成26年4月16日からリコールを実施